

(公印省略)

障 福 第 3 1 3 号

令和 2 年 6 月 2 日

各市町村障がい福祉主管課長 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う
放課後等デイサービス事業所の対応について (通知)

厚生労働省からの令和 2 年 5 月 2 8 日付け事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について (その 2)」にて、新型コロナウイルス感染症に関連した放課後等デイサービス事業所の取扱いについて通知がありました。つきましては、上記通知を確認の上、下記のとおりご対応をお願いいたします。
※関係施設を有する法人についても通知を行います。

記

1. 学校が通常通りの登校に戻るまでの間については全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用してください。(学校が休業中や分散登校の児童と、通常登校の児童が混在する場合も、全部に対し休業日単価を適用してください。) また、4 月の分散登校実施日に「授業終了後」として既に請求済みの事業所からの過誤申立てについては受理してください。
2. 学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、終了の日についてはあらかじめ市町村において定めてください。(地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度 (1～2 週間) の期間をおいた日とする。)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る下記の臨時的な取扱いは継続してください。
 - ・定員を超過しての児童の受け入れや人員基準を満たさない場合でも減算を適用しない
 - ・電話等の代替的な支援でも事業所に通所して支援をしたときと同じ報酬の対象とする

担当：施設支援班 藤井

TEL：097-506-2745(内線2746)

FAX：097-506-1740